

新型コロナウイルス感染症

に伴う主な支援策まとめ(一部)

国や市が実施する給付金や貸付などの情報の一部を掲載しています。ご活用ください

総合情報サイト
(NHK総合サイト)



支援情報サイト
(経済産業省サイト)



【5月19日時点の情報で作成】

給付金や貸付などの制度は、更新される場合があります。詳細は、問い合わせください

【問】新型コロナウイルス感染症対策本部(企企画課)Tel92-3111

給付金

個人向け	住民基本台帳に登録されている すべての人へ	特別定額給付金	1人当たり 10万円	締切 8/17	申請書類は5月15日に郵送済み。オンライン申請については右の2次元コードから手続き可能 ※給付金の振り込み日は、決定通知書でお知らせします。	古河市特別定額給付金担当 Tel33-6740・6741・6742
個人向け	子育て世帯の人へ	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども1人当たり 1万円	申請不要	令和2年4月分(3月分含む)の児童手当受給者が対象 児童手当に上乗せ支給のため申請は不要 ※特例給付の受給者は対象外です。	子ども福祉課 Tel92-3111
事業者向け	自粛などで業績が悪化 売上げが 減少 した事業者へ	古河市独自/ 子育て世帯への支援給付金	子ども1人当たり 1万円		0~18歳(高校生等)の子どもがいる世帯に給付 ※平成14年4月2日以降に生まれた人が対象です。 ※申請書は、後日対象世帯に郵送します。	古河市特別定額給付金担当 Tel33-6740・6741・6742
		持続化給付金	法人 200万円 個人事業主 100万円		売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者に対して給付 ※給付を受けるためには申請が必要です。	持続化給付金コールセンター Tel0120-115-570
		古河市独自/ 緊急事業者支援	売上げの減少率に応じて 5~15万円		持続化給付金の対象外となる市内事業者が対象 売上げの減少率(20%以上~50%未満)に応じて給付 ※給付を受けるためには申請が必要です。	商工政策課Tel22-5111

貸付

事業者向け	自粛などで業績が悪化 売上げが 半減 した事業者へ	茨城県・古河市共同/ 中小企業事業継続応援貸付金	最大 200万円	無利子 無担保	民間金融機関等による融資が受けられなかった市内事業者に対し、県と市で事業継続のための貸し付けを実施 ※申請には県と市内事業者が締結する貸付契約書が必要です。	古河商工会議所Tel48-6000 古河市商工会Tel92-4500 商工政策課Tel22-5111
個人向け	休業・失業等で収入が減り 家計が維持できない人へ	総合支援資金・ 緊急小口資金	総合支援資金 単身世帯 15万円 以内 複数世帯 20万円 以内	緊急小口資金 最大 20万円	生計維持のために必要な資金を貸し付け ※貸し付けには申請が必要です。	古河市社会福祉協議会 Tel92-7017

猶予 & 免除

個人・事業者	水道を使用する すべての人 に	古河市独自/ 水道基本料金の全額免除	基本料金 4カ月無料	申請不要	5~8月検針分の基本料金を全額免除 ※従量料金は通常どおり使用水量に応じてかかります。	水道課 Tel76-1511
個人向け	市立の小中学校に通う 子どもがいる世帯の人へ	古河市独自/ 学校給食費の全額免除	給食費 4カ月無料	申請不要	6~9月分の学校給食費を全額免除 市立の小中学校に在学の児童・生徒が対象	学校給食課 Tel98-3555
個人向け	収入が減ってしまい 市税等の納付が難しい人へ	税金等の猶予	猶予 1年間		猶予対象：市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税 ※猶予を受けるためには申請が必要です。 介護保険料、後期高齢者保険料、国民年金はご相談ください	収納課、国保年金課 Tel22-5111 高齢介護課Tel92-4921